

七宗町森林・林業ビジョンについて

現実を真摯に捉えつつ、未来への明るい展望と期待を持てるように生きた森林づくりを目指して町民の想いを深く取り入れて、七宗町の森林のあり方の指針となる「七宗町森林・林業ビジョン」を策定しました。

財源には、森林環境譲与税を活用し、岐阜県地域森林監理士の協力を得ています。

担当課（係）

〒509-0492 岐阜県加茂郡七宗町上麻生 2442 番地 3 七宗町役場 農林課 農林係	
電話番号	0574-48-1101（直通）
FAX 番号	0574-48-2239（共通）

ひち
七

そう
宗

ちょう
町

森林・林業ビジョン



【計画期間】令和 3 年 4 月～令和 18 年 3 月



【目次】

【森林^{もり}への想い】・・・・・・・・・・・・・・・・・・P1～2
住みたい 帰りたい 訪れたい 美しいまち ひちそう

第1章 森林施策の動向・・・・・・・・・・・・・・・・・・P3

【国の森林政策の動向】・・・・・・・・P3

【岐阜県の森林施策の動向】・・・P3

【七宗町の森林施策の動向】・・・P3

第2章 森林の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・P4～11

【森林の特徴】・・・・・・・・P4

【森林整備の特徴】・・・・・・・・P5

【森林^{もり}のあり方】・・・・・・・・P7

【林業事業体のあり方】・・・・・・・・P7

【森林経営計画の樹立の割合】・・・P8

【未整備森林の解消】・・・・・・・・P8

【七宗町^{ひちそうちょうこうぶんしゅうぞうりん}行分収造林】・・・・・・・・P9

【近年の森林での災害の状況】・・・P10

第3章 森林・林業ビジョン検討委員会の設置・・・・・・・・・・P12～15

第4章 森林への想いと森林の抱える課題・・・・・・・・・・P16～17

【森林への想い】・・・・・・・・P16

【森林の抱える課題】・・・・・・・・P17

第5章 未来^{みき}を見据えた森林の目指す姿・・・・・・・・・・P18



第6章 森林の目指す姿を実現するための方策・・・・・・・・・・P19～24

【意向調査の実施】・・・・・・・・P19

【森林環境譲与税の活用】・・・・P22

第7章 七宗町行分収造林について・・・・・・・・・・P25～27

【現況とその評価】・・・・・・・・P25

【評価結果】・・・・・・・・P25

第8章 森林・林業ビジョンの検証作業・・・・・・・・・・P28

【最後に・・・】・・・・・・・・・・P29～30



【もり 森林への想い】

住みたい 帰りたい 訪れたい 美しいまち ひちそう

標題にある「住みたい 帰りたい 訪れたい 美しいまち ひちそう」は、平成28年3月に策定された「七宗町第5次総合計画」に掲げるまちづくりの基本コンセプトです。

七宗町では、この基本コンセプトを指針とし飛水峡ひすいきょうや納古山のこやまに代表される日本の原風景が残る美しい自然環境を生かす施策を展開しています。

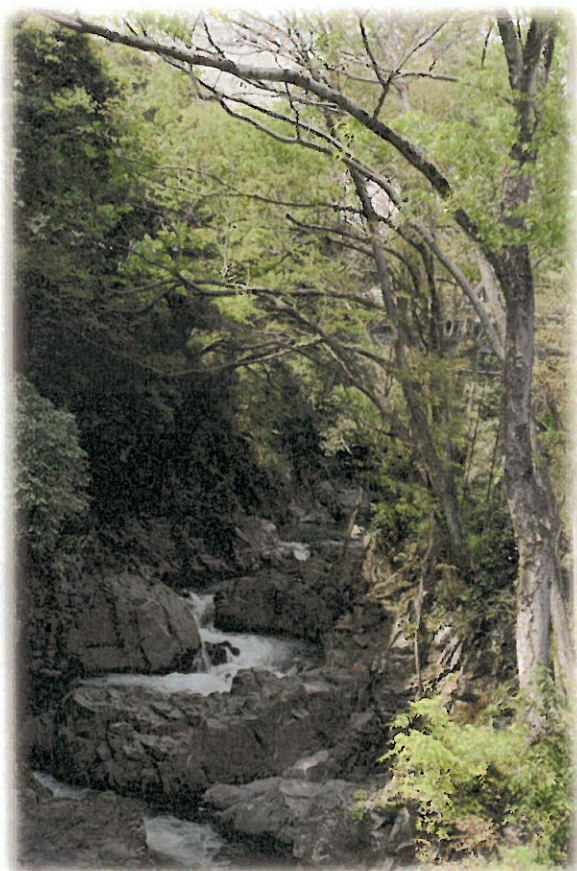
また、「七宗町民憲章」にも「わたくしたちは、“緑と清流の里” 七宗町の町民です。わたくしたちは、先人の恩恵に感謝し、活力ある町づくりをめざしてこの憲章を定めます。」と明記されています。

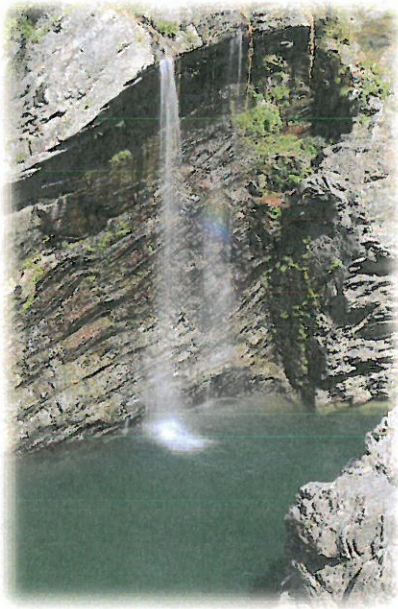
“緑と清流”は、健全な森林から育はぐくまれており先人より受け継ぎ、こんにちを迎えています。

この先も、子や孫に続くその先の子孫に託し、未来永劫に世代を超えて未来につなぎ受け渡す、かけがいのない七宗町の財産と考えています。

しかし、近年は、地球温暖化の影響からか、局地的なゲリラ豪雨、短時間豪雨、線状降水帯せんじょうはうすいなどにより大きな災害が森林を中心に発生しており、その対応に苦慮しているのも現実です。

更に森林には、この先の説明や検討事項にもあるとおり、様々な問題や課題がありその解決や対応は一筋縄にとは、まいません。





こうした様々な問題や課題のひとつひとつに、真摯に向き合い丁寧に、適切かつ円満に解決と対応を図る必要があります。

地球温暖化への意識の高まりのなかで、平成 27 年 9 月（西暦 2015 年）の国連サミットにおいて採択された SDGs「Sustainable Development Goals」（持続可能な開発目標）への取組も重要と考えています。

目標（ゴール）17 と 169 のターゲットにも示されている「13・気候変動に具体的な対策を」や「15・陸の豊かさを守ろう」などを具現化するには、森林を循環的に利用出来る「健全な森林」の整備（手入れ）を円滑に進め、更には加速化させる必要があります。

健全な森林とは循環型が叶う「生きた森林^{もり}づくり」の実現から生まれると考えます。

私たちには。冒頭に述べましたように、先人より受け継ぎし“緑と清流”、健全な森林を、未来につなぎ受け渡す、大きな役目があります。

この機会をチャンスとして捉え、今後の七宗町の森林のあり方の指針となる「七宗町森林・林業ビジョン」については、現実を真摯に捉えつつも未来への明るい展望と期待を持てるように生きた森林^{もり}づくりを目指して町民の想いを深く取り入れて策定します。

令和 3 年 10 月 吉日

岐阜県加茂郡七宗町長 加納 福 明

第1章 森林施策の動向

【国の森林施策の動向】

平成30年5月、国における新たな森林整備の柱となる「森林経営管理法」^{しんりんけいえいかんりほう}が成立、翌年4月に施行されたことにより「森林経営管理制度」が始まりました。

これは、林業の成長産業化と森林資源の適切な管理の両立に向けて国が創設したものです。

この法律により、森林所有者に適切な森林管理の責務が明確化され、何らかの理由により適切な森林管理がなされない場合には、市町村がその意向を確認したうえで、森林の整備（手入れ）を行う事が出来るとされています。

また、その財源として平成31年3月に「森林環境税」及び「森林環境譲与税関連法」^{しんりんかんきょうじょうよげい}が成立し、令和元年度からは「森林環境税」の賦課徴収に先立ち「森林環境譲与税」の交付が始まっています。

最近では、「東京オリンピック」や「東京パラリンピック」のメイン会場となる「新国立競技場」の建築に全国の木材が使用され、環境問題への関心や取組に併せて、法改正などが後押しとなり、学校や庁舎など大型公共物の建築に木材利用の機運が高まっています。

【岐阜県の森林施策の動向】

「岐阜県森林づくり基本条例」に基づき、県民の意向を広く取り入れた「岐阜県森林づくり基本計画」を策定し森林づくりに関する施策を計画的に推進しています。

また、優良な木材である県産材利用の需要拡大にも積極的に取り組んでいます。

【七宗町の森林施策の動向】

森林法などの関連する諸法令を遵守し国や岐阜県における上位計画に準じた「七宗町森林整備計画」を樹立し、町内にある国有林を管理する林野庁に属する中部森林管理局や岐阜森林管理署とともに連携した森林の整備（手入れ）を行っています。

また、昭和の時代における町村合併の名残である神瀬財産区^{かぶち}、上麻生財産区^{かみあそう}、中麻生財産区^{なかあそう}として3つの財産区にそれぞれに区有林があり、住民代表により組織された財産区管理会（議会承認）を組織し森林の管理に努めています。

また、町有林は町において管理を実施していますが、財産区共々自主財源の厳しいなか、大きな事業には国や岐阜県の補助金に依存しているのが現実です。

しかし、日本の森林を守り支えてきた中山間地域や僻地に含まれる七宗町において、先人達により戦前戦後から守り続けられた豊かな森林、とりわけ豊かな木材資源が、昨今では悲鳴をあげています。

林業家の高齢化や雇用形態の変化等々の多様な原因により林業従事者の減少と共に、森林への関心が薄れ、適切な管理のなされていない森林や都市部への人口流出などが続き、所有者不在、所有者不明の森林が増加するなど、全国に共通する問題や課題も多々ありますが、意欲と能力のある林業事業体が乏しい七宗町では、更に顕著なものだといえます。

また、昭和47年度から平成4年度までの間に「町行分収造林事業」を七宗町の単独事業として実施しております。

第2章 森林の現状

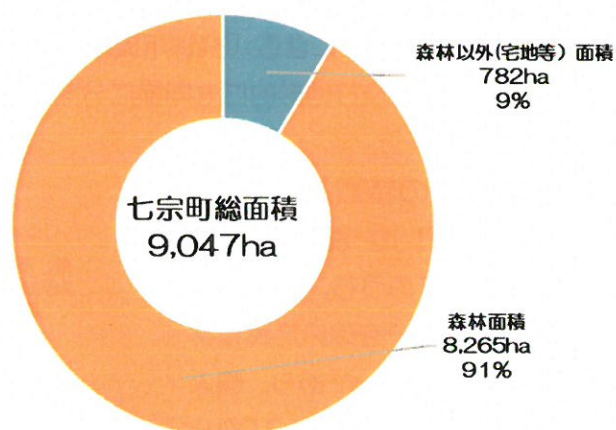
【森林の特徴】

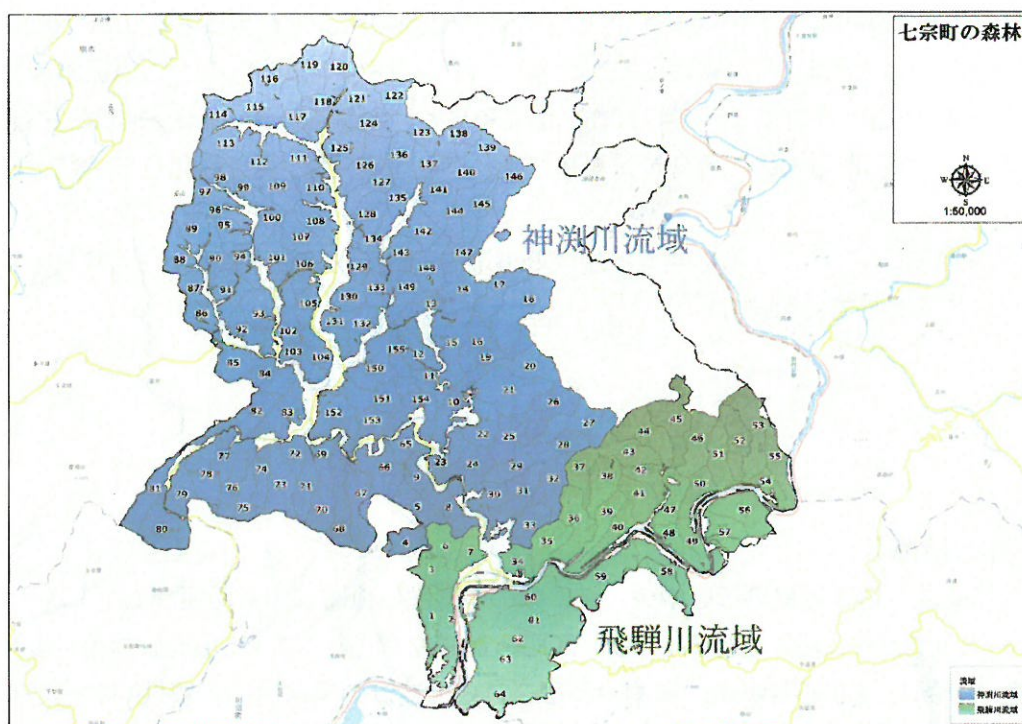
七宗町は、日本列島のほぼ中央、岐阜県の中南部に位置し、総面積が90.47km²ありますが、町域の約90%を標高200～700mの森林が占めており、平地は極めて少なく、木曽川水系に属する飛騨川、神湊川及びこれらの支流の渓谷沿いに農地や宅地が点在します。

○森林面積

七宗町の総面積90.47km²のうち、82.65km²、91%を森林が占めています。

七宗町総面積に占める森林面積割合



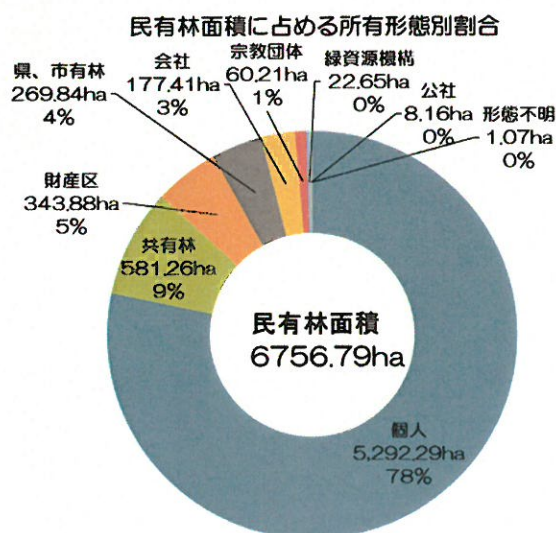


七宗町を形成する地域として、居住地や森林の所有形態などから神湫、上麻生、川並、中麻生の4地区に大きく分類出来ると考えていますが、森林形態で捉えると、地区ではなく、比較的緩やかな森林が形成されている「神湫川流域」と、急峻な森林が連なり飛騨木曽川国定公園をエリアに含む「飛騨川流域」との2流域に分類出来ます。

また、地理的及び地形的にも同様に分類出来ると考えられます。

【森林整備の特徴】

七宗町の森林面積82.65km²のうち、国有林面積15.08km²を除いた民有林面積が67.57km²あり、個人所有が全体の78%(52.92km²)を占めています。





神湊川

また、先に述べました「神湊川流域」及び「飛騨川流域」それぞれに異なる特徴があります。

「神湊川流域」では、昭和の時代から個人や森林組合、森林造成組合など様々な形態により森林の整備（手入れ）がなされてきました。

集落を基本単位とした複数の森林造成組合が組織され、間伐の作業などが適宜実施されるなど森林への関心も高く健全な森林環境が保たれていたと考えられます。

七宗町が開設した林道や「七宗町森林組合」（現在の「可茂森林組合」）において開設された作業道などは、森林の管理には欠かせないものであり、受益者により適正な維持管理のもと、間伐の作業などに広く活用されてきました。

しかしながら、時代の流れとともに林業従事者の高齢化など複数の要因により保育作業などの適正な維持管理が困難となり今後もこの状態が続くと考えています。



飛水峡

また「飛騨川流域」においては、急峻な森林という地形であり「飛騨木曽川国定公園」である「飛水峡」に代表される景勝地となっています。

飛騨川沿いには国道 41 号線が横断し、JR 東海の「JR 高山本線」が並行して運行されているなど通行の要所となっていますが、町外者の所有する森林も多く、また、保安林や森林配置計画の環境保全林に位置付けられている森林も存在しています。

しかし、適正な森林の整備（手入れ）がなされていない森林が増加傾向にあります。

近年は、地形的な要因に加え、森林の整備（手入れ）のあり方が、時折災害が発生する要因のひとつになっているとも考えられます。

【森林のあり方】

古来より七宗町は、森林は身近にあり関わりも深く、個人や集落を単位として組織された森林造成組合などにより森林の整備がなされ、生産される良質な「桧（ひのき）」や「杉」は、神社、仏閣をはじめとして住宅用建材などに広く利用されてきました。

金幣社^{きんぺいしゃ}「神湊神社」^{かみなち}の境内にある「神湊神社の大杉」は、樹齢 800 年を越える国の天然記念物であり、信仰の対象にもなっています。



神湊神社での祭典



龍門寺参門

また、以前は自分の所有する森林から切り出した木材を用いて、町内の製材会社や建築会社により自分の家を建てられた方も多くみえます。

とくに「神湊川流域」を中心として生産される桧は、ブランド材「東濃ひのき」として名高く、東濃地域や同じ可茂管内に属し隣接する白川町、東白川村などと同じく優良産地としての歴史もあり製材工場や建築会社も複数ありました。

【林業事業体のあり方】

森林の活用や良質の木材に反して、七宗町内には、意欲と能力のある林業事業体が乏しいのが現実です。

そのなかにあって「七宗町森林組合」は、本町の森林にとって最大かつ貴重な担い手であり、組合員の森林はもとより町有林や財産区有林などの森林整備を請け負っていましたが、平成 19 年 1 月に、国や岐阜県の指導により同じ可茂管内に属する美濃加茂市、川辺町、御嵩町の各森林組合と合併し中核森林組合として新たに「可茂森林組合」が設立されました、



木の国七宗コミュニティセンター

現在は、その規模拡大による事業の効率化が図られ、森林に対する豊かな知識と能力や経験値により一層の活躍が期待されています。

【森林経営計画の樹立の割合】

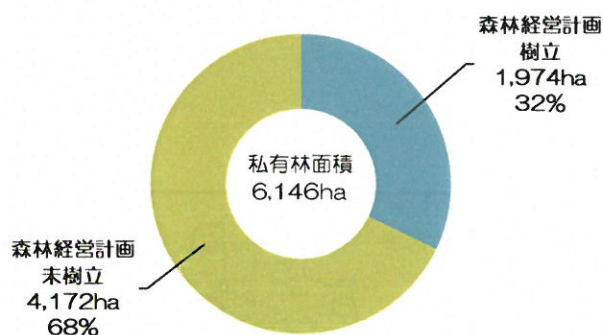
「森林経営計画」とは、森林所有者また森林の経営の委託を受けた者が、「自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林」を対象として、林業工程を含めた森林の施業及び森林の保護について作成する計画であり、5年で1期とします。

この期間中は、国から様々な支援措置を受ける事が出来、森林所有者個人の費用負担を減らし、なおかつ計画的な森林の整備が行える計画です。

七宗町内の森林では、可茂森林組合によって「森林経営計画」が順次策定されており、七宗町の森林にとって重要な施策と位置づけています。

岐阜県や七宗町、その他森林公社などの行政関係、または財産区等が所有する森林を除いた私有林面積61.46km²のうち森林経営計画を作成し森林整備が進んでいる森林面積が32%（19.74km²になります）。

私有林に占める森林経営計画樹立の割合



なお、森林経営計画の無い森林は、41.72km²、私有林面積の68%にのびります。

その主要な原因として、自伐林家のような所有者が自ら整備を行っている森林もあれば、急傾斜など地形的な理由やインフラとしての森林整備をするための林道などが開設出来ない、開設出来ないなど様々な外因的な理由から森林整備をする事が困難といった理由があげられます。

【未整備森林の解消】

負の連鎖がいくつもそして幾十にも重なる事により、森林所有者の森林に対する関心の低下を招きます。

しかしながら、ひとたび人が手を入れた森林は、人が適宜、適切な管理を続けていかない限り、健全な森林の育成は望めません。

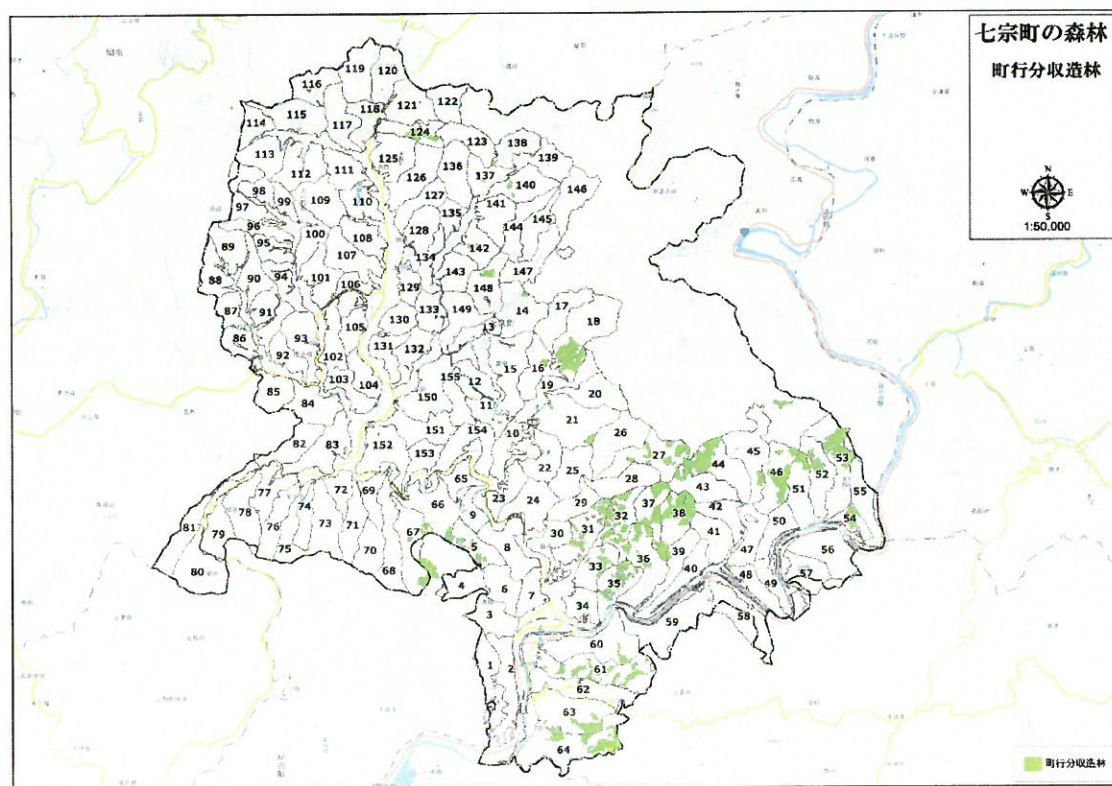
このように手入れの行き届いていない森林を「未整備森林」と呼びます。

もし未整備森林を現状のままに放置を続けたり、またその面積が今後増大する事になると、森林が有する「多面的機能」の高度な発揮を推進する事が不可能となってしまいます。

ひちそうちょうこうぶんしゅうぞうりん
【七宗町行分収造林】

戦後に切り出された森林の復元と「水源かん養」及び「国土の保全」に資することを目的として「七宗町行分収造林条例」が施行され昭和 47 年度より事業に着手しました。

町行分収造林は、昭和 47 年度から平成 4 年度までの間に市町村では珍しい林業振興施策として「町行分収造林事業」を七宗町の単独事業としており、平成 4 年度まで契約を締結しており、飛騨川や支流の神湊川の各流域をはじめとして町内各地に点在し、297 件（面積換算で約 240ha）の契約が、令和 4 年度より順に満期を迎えようとしています。



【近年の森林での災害の状況】

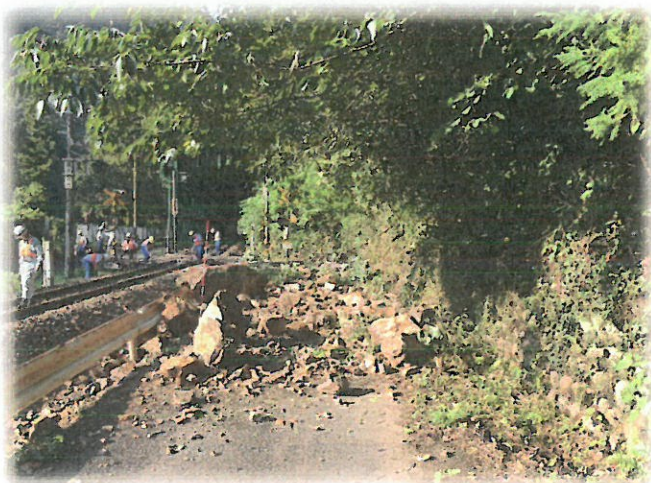
七宗町では、道路、河川をはじめ農地や森林など町内の至る所でたびたび災害が発生しています。

その復旧は、管理をする所管、担当課においてなされており、森林については、治山事業などにより対応をしています。



檜原地区内の災害現場

近年では、平成30年度9月の集中豪雨により飛騨川流域内に含まれる檜原地区内（上側写真）において山腹崩壊が発生し、県道や町道に土砂が流出する災害が発生しています。



戸刈地区内の災害現場

また令和元年8月には、同流域内の戸刈地区内（左川写真）において飛騨川に平行して走るJR高山本線沿いの山腹斜面が崩壊し、線路上に土砂が流出しました。

また、併走する町道にも被害をおよぼし、なおかつ崩壊した森林の斜面にも不安定土砂が100m³程度堆積しました。



葉津地区内の災害現場



下八日市地区内の治山工事現場

これらの災害は、飛騨川流域に限らず神湊川流域でも多数発生をしており、今後も流域に関わらずに町内の至る所でいつ発生してもおかしくありません。

さらには、その復旧に多額の費用と時間を要しています。

これらの財源を含め予防的な措置も今後検討する必要があります。



神湊財産区有林内の災害現場

第3章 森林・林業ビジョン検討委員会の設置

七宗町の森林は、冒頭から述べているように全国に共通する問題にはじまり、本町の地理、地形上からくる問題、何より「町行分収造林」にかかる町独自の森林施策の完結など問題と課題を多岐にわたって抱えているのが現状といえます。

これら様々な問題や、課題を検討し解決するために「七宗町森林・林業ビジョン検討委員会」を設置する事とし、その構成員については、下記のとおり行政、議会、住民及び町内の林業関係者並びに外部の有識者の方をお願いし検討を続けてきました。

特に外部の有識者の方には、法的解釈や森林の施策を検討する必要があるため、法的な解釈が可能な方や参考となりうる全国の林業施策に詳しい方、実務経験のある方をお願いしました。

なお、農林課内に「事務局」を設置し必要な情報や資料の収集及び整理など同検討委員会を運営出来る体制を整えています。



検討委員会の開催風景

委員名簿

役割	所属・役職名	氏名
委 員	七宗町 町長	井 戸 敬 二
	七宗町 町議会議長	林 茂 樹
	七宗町 区長会長	林 五 三 夫
	可茂森林組合 代表理事組合長	可 児 登
	岐阜県可茂農林事務所 所長	土 屋 智 裕
	那須法律事務所 弁護士	品 川 尚 子
	京都大学 フィールド科学教育研究センター 森林育成学分野 准教授 京大博士（農学）	長谷川 尚 史
事 務 局	七宗町農林課 課長	福 井 靖 信
	七宗町農林課 課長補佐兼農林係長	亀 山 一 美
	七宗町農林課 主任主事	松 山 尚 永
指導機関	岐阜県可茂農林事務所 林業課 森林整備係長	正 村 慎 也
	岐阜県可茂農林事務所 林業課 森林整備係長	河 原 多美子
協力機関	岐阜県地域森林監理士（林政アドバイザー）	廣 田 智 行

令和３年度 委員名簿（所属機関等の変更により交代された委員）

役割	所属・役職名	氏名
委 員	七宗町 町長	加 納 福 明
	七宗町 町議会議長	中 島 寛 直
	岐阜県可茂農林事務所 副所長	舟 橋 勝
事 務 局	七宗町農林課 課長	福 井 仁
指導機関	岐阜県可茂農林事務所 林業課 技術課長補佐	河 原 多美子
	岐阜県可茂農林事務所 林業課 技術課長補佐兼森林整備係長	大 石 昌 嗣

検討委員会の開催実績

	日時	主な議論
第1回	令和 2年10月22日(木)	・森林・林業ビジョン ・意向調査の実施先
第2回	令和 2年11月24日(火)	・森林・林業ビジョン ・意向調査(試行)の実施方法 ・意向調査票(書式) ・町行分収造林の森林評価方法の進め方
第3回	令和 3年 2月12日(金)	・森林・林業ビジョン ・意向調査(試行)の実施結果 ・意向調査(本格)実施の進め方 ・町行分収造林の森林評価及び取扱い
第4回	令和 3年 3月12日(金)	・森林・林業ビジョン ・町行分収造林の取扱い
第5回	令和 3年10月13日(水)	・町行分収造林の取扱い

事務局会議及び関係機関との打合せの開催実績

日時	主な議論
令和 2年 4月24日(金)	・「森林・林業ビジョン」の策定 ・意向調査の方法 ・町行分収造林の取扱い
令和 2年 6月25日(木)	
令和 2年 7月21日(火)	
令和 2年 9月24日(木)	
令和 2年10月 5日(月)	
令和 2年10月 9日(金)	
令和 2年10月21日(水)	
令和 2年11月13日(金)	
令和 2年11月19日(木)	
令和 2年12月 9日(水)	
令和 3年 1月12日(火)	
令和 3年 1月27日(水)	
令和 3年 2月 2日(火)	
令和 3年 2月 5日(金)	
令和 3年 2月10日(水)	
令和 3年 2月24日(水)	
令和 3年 3月 2日(火)	
令和 3年 3月 4日(金)	
令和 3年 3月 8日(月)	
令和 3年 5月 7日(金)	
令和 3年 5月19日(水)	
令和 3年 5月26日(水)	
令和 3年 9月21日(火)	

第4章 森林への想いと森林の抱える課題

【森林への想い】

「七宗町森林・林業ビジョン」を検討するにあたり、林業関係者の意見に加え森林に深く関わる方達の意見や、森林に対する熱い想いをお持ちの方達を尊重しその意見や想いを汲み取る事は、極めて重要と考えています。

今回、林業関係者の方に下記のとおりヒアリングを実施し、その結果を項目毎に整理致しました。

この回答によって森林の課題の洗い出しが出来、なおかつ新たな施策への期待を感じています。

なお、回答にある用語などについては、今回の「森林環境譲与税」では、対応の困難な事柄や正規なものと異なる表現の場合があります。

しかしながら、回答者の方の意向を尊重して意図する事と相違のないかぎり、原文のままに掲載します。

☆アンケート調査時期及び方法について

実施期間：令和2年10月～令和3年1月

対象者：行政機関、林業事業体、森林組合、森林造成組合代表、製材業者など

実施方法：聞き取りによる

- ・昔から森林・林業に対する関心が高い神湊地区、昔から森林に対して関心が低い上麻生地区があり、対応方法を分ける必要がある。
- ・森林に対して関心を持ってもらうための取組が必要である。
- ・神湊地区は、林業に関心が高いが、未整備森林はたくさんある。
所有境界は、現在でもよくわかっている。
- ・豪雨のあとの荒れた林道の補修などは、町の補助を得て、地元住民がコツコツと自ら補修している状況がある。
林道の補修の先には、町有林、財産区有林、町行分収林もあり、林道・作業道の補修を進めれば、林業の振興にもつながっていくし、地元住民の生活の不便さの解消にもつながるので、森林環境譲与税で対応してもらえるとありがたい。
- ・作業道についても、四駆軽トラでしか行くことができない道が多い。
拡幅・補修を進めてもらえば、乗用車、トラックで行くことができるようになり、林業の振興につながる。
- ・町行分収造林が開始された当時から、森林に関心はほとんどなく、所有境界を知っている人は長老3名のみだった。
これらの方は亡くなっており、境界を把握することは困難が予想される。

- ・上麻生地区には分収造林が多く、境界がわからないことの影響はあるだろう。
- ・再造林するのであれば、災害防止の観点からは、スギ・ヒノキではなく広葉樹を植栽する方が良いと思われる。
- ・現在でもシカがヒノキの皮をめくる害がひどく対応が必要である。
植栽しても食害は、ひどいだろうと考えられる。
- ・町内に広く存在する町有林、財産区有林の活用をしてはどうか。町からとれる木材を活用して町営住宅の建設などである。
- ・町行分収林を始めた頃は、森林の経済的な活用による町民へ利益の提供、境界不明森林の解消を目指した事業だった。原木単価が下がった現在では時代が変わったと言わざるをえない。
- ・町行分収造林の議論は難しいと思われるが、検討委員会でしっかり検討してもらいたいと思っている。

【森林の抱える課題】

七宗町の森林の特徴及びアンケートの結果から次の課題があると考えます。

- ①未整備森林がまだ多く存在している。
- ②飛騨川沿いは、急勾配で林業には向かず、また、安全対策を含めた森林整備が必要である。
- ③所有者の高齢化により森林境界の不明瞭化が進んでいる。
- ④林業に従事する担い手が不足している。
- ⑤林道及び作業道の荒廃が危惧される。
- ⑥町産材の町内での活用が必要である。
- ⑦町行分収造林の契約期間が順次満期を迎えるため、対応方法の検討が必要である。

なお、⑦にある町行分収造林については、第7章でその分析及び今後の方向性を議論します。

第5章 未来を見据えた森林の目指す姿

「七宗町第5次総合計画」に掲げる「住みたい 帰りたい 訪れたい 美しいまち ひちそう」は、七宗町のまちづくりの基本コンセプトでもあり、それに続く町づくりの基本目標、施策の項目などの実現は、本町の目指すべき森林づくりに通じるところであると考えます。

○第5次総合計画

「住みたい、帰りたい、訪れたい、美しいまち ひちそう」の実現

基本目標1

交流を生み出す安全で便利な生活基盤づくり

基本目標2

自然と調和した快適でうるおいのある環境づくり

基本目標3

地域資源を生かした魅力と活力あふれる産業づくり



上記を念頭に【森林の特徴】、【森林整備の特徴】として捉えた七宗町の「森林への想い」をくみ取り、流域毎に「理念」と「信念」をもってあるべき姿を整理し、七宗町の未来を見据えた森林の目指す姿を求めます。

また、その未来への期間を15年後と設定します。

この考えは、林野庁が示す意向調査を全区域で実施する期間を目安として10年～15年としている事より設定します。

神湊川流域

ブランド材である「東濃ひのき」の活用促進と活力あふれる森林づくり

飛騨川流域

「住みたい、帰りたい、訪れたい」と思わせる魅力のある森林づくり

めぐまれた地域資源である自然景観を守る森林づくり

レクリエーション活動などに活用出来る交流の場となる親しみの持てる森林づくり

第6章 森林の目指す姿を実現するための方策

冒頭で述べましたとおり、平成30年5月に国における新たな森林整備の柱となる「森林経営管理法」が成立し、翌年4月に施行され、「森林経営管理制度」が始まりました。

この森林経営管理制度では、森林所有者に適切な森林の管理の責務が明確化され、何らかの理由により適切な森林管理がなされない場合には、市町村がその意向を確認したうえで、整備を行う事が出来るとされています。

また、課題にも掲げていますが、七宗町には「未整備森林」が多く存在しているため、目指す姿を実現する最初の段階として、森林経営管理法に基づく意向調査を実施する事とします。

【意向調査の実施】

調査対象林班選定方針

森林経営管理制度は、新しい制度であることから、全国の市町村においても試行錯誤の状態にあると推測され、意向調査やその分析についても非常に難しいと想定されます。

このため、制度を円滑に実施するために、未整備森林の判別及び意向調査の適地についての検討を図り、下記のとおり指標にて重みづけによる解析を155ある林班全てで1単位毎に行い、順位付けをしました。

今後は、この順位を参考に意向調査を進めるものとします。

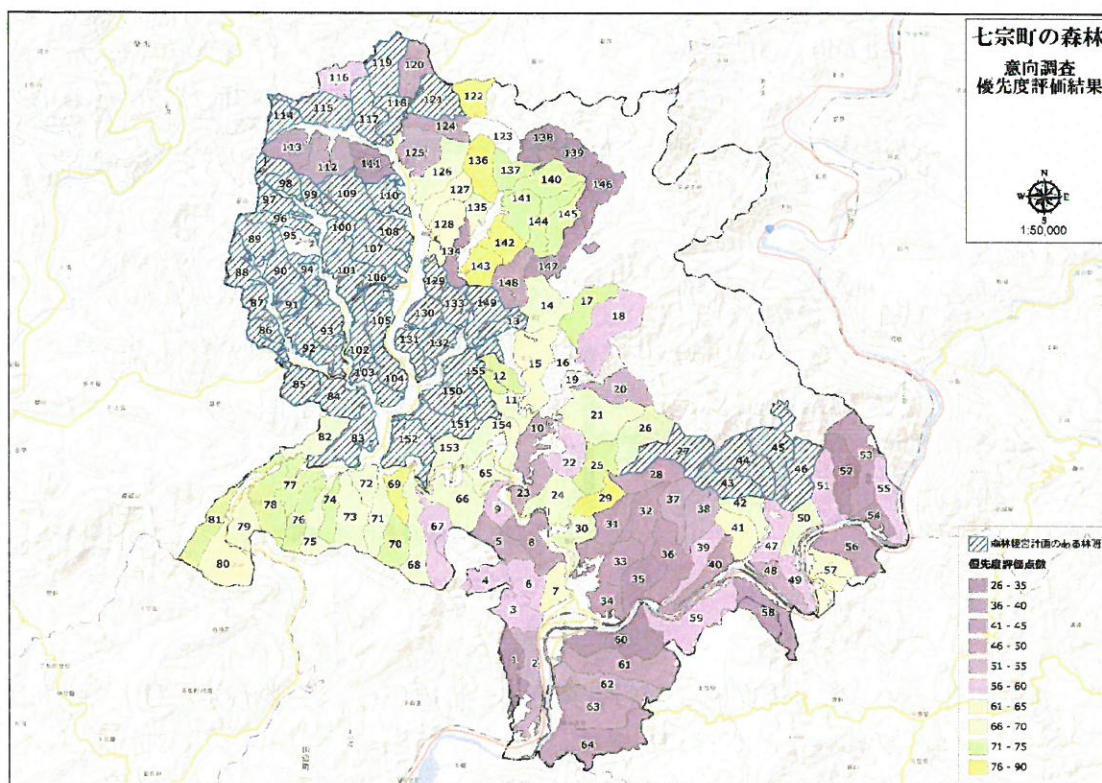
○未整備森林の判別（抽出）

- ①森林経営計画が未認定である
- ②町行分収林造林ではない。
- ③私有林である
- ④令和元年（西暦2019年）時点で過去10年に巨り間伐履歴がない。

○重みづけの指標

評価解説 評価項目と重みづけの処理

評価項目 大	優先比 10割	評価項目 中	優先度 5段階	評価のポイント
経営管理 対象である	6	除外小班が大半を占めていないこと	5	そもそも調査対象とする林班であるか
		人工林が大半をしめていること	2	広葉樹ばかりでないか
		森林経営計画の隣接林班でないこと	4	将来森林経営がされる可能性のある林班か
調査の 確実性が 見込める	4	林班当たりの所有者数	5	比較的所有者数の少ない林班が良い
		林班当たりの共有所有森林	2	比較的所有者共有でない林班が多い
		林班当たりの会社所有森林	4	別荘バブル時代の社有林の多い地域は避ける
		飛騨川からの林班の位置	5	比較集約化の進んでいる飛騨川沿いは避ける
		町内における林班の位置	3	北部のほうが良い
		国土調査有無	5	国土調査終了森林は優先度が高い
		市町村界と林班の位置	3	市町村境界は町外所有者が多いため避ける
				基盤整備は充実しているか



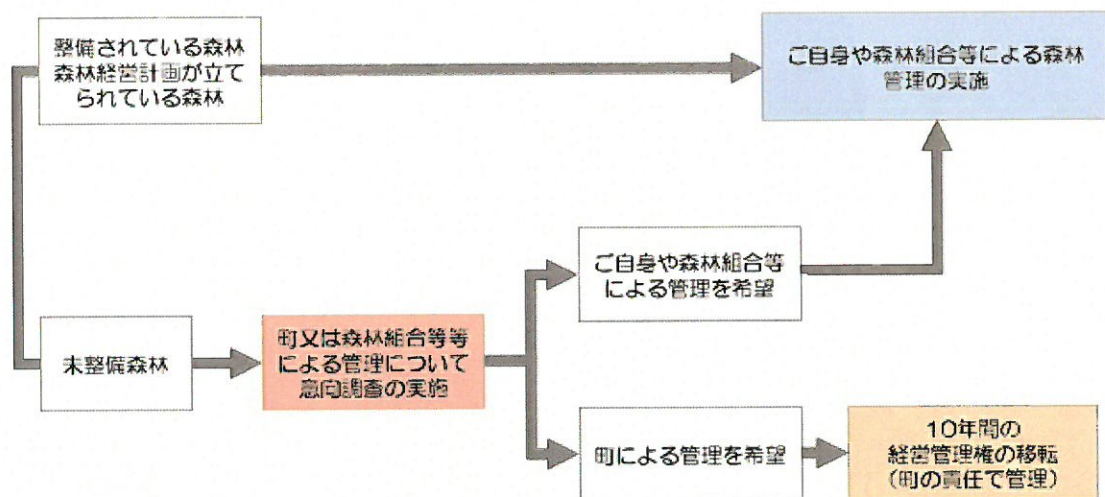
意向調査の実施方法

①意向調査内容

意向調査は、森林経営管理法に基づき、森林所有者に対して①経営管理の現況と②経営管理の見通しを問う内容とします。

経営管理の見通しでは、大きく次の管理を設定します。

- ア 自分で管理をしていく
- イ 林業事業体に管理を任せたい
- ウ 町に管理を任せたい



※令和2年度には、意向調査の試行を実施しましたので、意向調査表及びその分析結果については参考資料に添付します。

②所有者の選定方法及び実施方法

- ・ 森林簿における地名、地番により登記簿謄本を取得し所有者情報を取得する。
- ・ 所有者情報について戸籍や住基、及び固定資産税の情報等々と照合を図り所有者情報の信憑性を高める努力をする。
- ・ 簡易書留による郵送を原則とし、個人情報漏洩や郵送による事故を防止する。

③その他留意事項

- ・ 針葉樹林に含めて広葉樹林や混合樹林においても実施します。
- ・ 意向調査票は、1筆毎に実施、送付するものとして所有者一人宛に複数の意向調査表を送付する場合があります。

森林所有者の特定作業

意向調査を実施する場合において、森林の所有権を有する方の生存と確認及びその意向確認が重要になってきますが、生存や所在が不明な場合、不幸にして亡くなられ、相続が未登記の場合やその後の意向が親族間において定まっていない場合など多様な理由により調査が困難なケースも想定されます。

さらに町に管理を希望する場合には、森林の権利を有する方の同意を得たうえで、経営管理権を設定する事になりますので、なおさらに所有権を有する方（権利者）の特定が重要となり、そのために大きな労力が必要になると想定されます。

また行政書士などに外部委託することは、「森林環境譲与税」の用途としてもいささかの問題ありませんが、費用面も嵩み、スピード面、個人情報の保護の観点からも意向調査の円滑な実施の妨げにつながる事が予想されます。

町職員による戸籍や住民基本台帳及び地籍調査など相続登記に係る必要と想定される知識の向上に努め、積極的な関与が必要と考えます。

これは、土地所有者からの問い合わせなどについて、迅速に対応するためにも必要と考えています。

【森林環境譲与税の活用】

森林環境譲与税の交付

平成 31 年 3 月に「森林環境税」及び「森林環境譲与税関連法」が成立、令和元年度から「森林環境譲与税」の交付が始まりました。

「森林環境譲与税」として七宗町には、令和元年度に 653 万円、令和2年度は 1,388 万円の交付がありました。

さらに令和6年度からは、約 2,000 万円が交付されると予想されています。

森林環境譲与税を活用した施策

七宗町としては、目指す姿を実現するために森林環境譲与税を次の施策に活用していきます。

①未整備森林の解消

- ・意向調査及び未整備森林の整備に積極的に活用する。
 - ア 意向調査の実施
 - イ 意向調査に基づく未整備森林の整備
 - ウ 急傾斜地における渓流地内にある危険木の搬出対策
 - エ 山林境界の確定対策
 - オ 林道、作業道における改良、補修対策

②優良な山のPR

- ・公共建築物への木材使用の促進（町産材を活用して庁舎や神湊コミュニティセンターなどの内装木質化対策）を図ることにより、木材使用の需要拡大とPRに努める。

③担い手対策

- ・地域林業における従事者が減少するなか、林業教育を受け新たな担い手となるべき人材の確保と育成を推進するため必要な施策に従事する。
- ・定住・移住事業と連携させて優秀な林業従事者の確保に努める。

森林環境譲与税を活用する事業（目安）

○1 年間で意向調査を実施する目標林班数 4 林班

七宗町内の林班数	155 林班
うち森林経営計画作成林班数（令和元年度時点）	45 林班
15 年間で可茂森林組合が森林経営計画を作成する林班数（想定）	50 林班
$(155 \text{ 林班} - (45 \text{ 林班} + 50 \text{ 林班})) \div 15 \text{ 年} = 4 \text{ 林班}$	

○1 年間で町に管理を希望すると思われる森林面積 12h a

1 林班面積を30haと想定			
未整備森林		60%	18ha
	うち、意向調査回答数		80%
		うち、自分での管理	40%
		うち 林業事業体での管理	40%
		うち 町での管理	20%
4 林班 × 3ha = 12ha			

○ 1 年間に行う意向調査及び森林整備に係る費用の目安

1 年間の最低必要経費		6,180,000 円
意向調査業務 (委託)	1 林班 (約 100 筆・約 100 人) 資料作成 400 筆×@1,000 円 郵送費用 400 人×@2,000 円 取りまとめ費用 400 筆×@500 円 ※所有者特定は、町担当者が実施	400,000 円 800,000 円 200,000 円 合計 1,400,000 円
集積計画作成業務 (委託)	1 h a 約 30 人 資料作成 12 h a×30 人×@500 円	180,000 円
森林整備事業 (委託)	12 h a×@300,000 円	3,600,000 円
森林 GIS の更新 及び保守業務 (委託)		1,000,000 円

※森林環境譲与税の交付金額と最低必要経費の差額は、別の施策に活用できる。

第7章 七宗町行分収造林について

【現況とその評価】

戦後に切り出された森林の復元と水源かん養及び国土の保全に資することを目的とした「七宗町行分収造林」は、契約が満了時に主伐を行い、その収益を町と土地所有者で分収（町6：土地所有者4）する契約です。

しかし、現在の森林・林業を取り巻く現状は、主伐により単純に収益が得られるというものではなく、どのような結論が相当か、なお一層の調査検討を要することとなっています。

その調査の一環として、次の指標で重みづけにより解析を行い、採算性などの評価を実施しました。

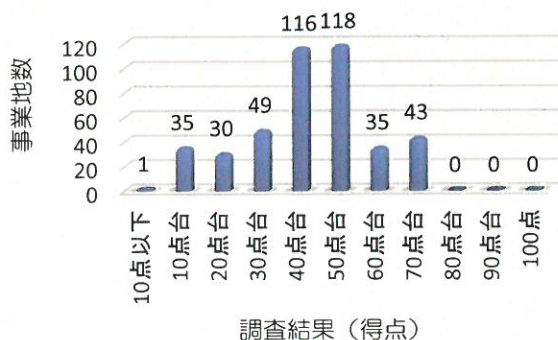
重みづけの指標

- ① 資源
- ② インフラ
- ③ 立地

【評価結果】

評価の結果、全ての契約地で少なくとも新たなインフラ整備を行わなければ採算は難しいとの判断結果となりました。

調査結果別の事業地数の状況（総得点）



調査結果

傾向

80点以上

人工林の成立は、ほぼ確実に見られる契約地。インフラ既設車道の接続も良好な契約地が多い。現地の踏査や収獲調査をすることで、比較的にスムーズに採算林、非採算林の詳細な判断が可能になると考える。

50～70点

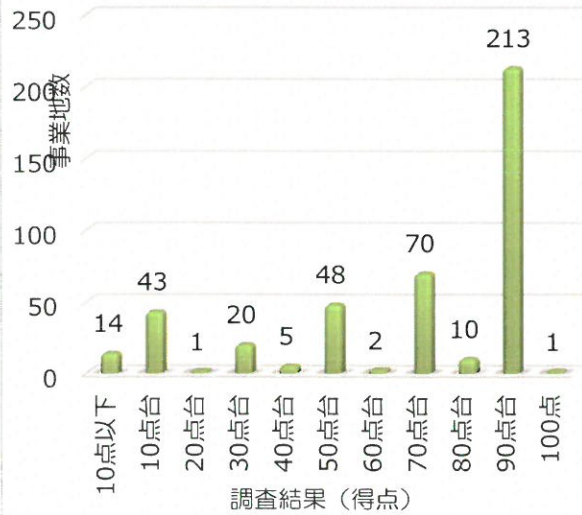
人工林資源またはインフラ路網の接続のどちらかに課題が生じている契約地が多い。現地の詳細調査をしてみないと採算林、非採算林の判断は難しい要素があるが、契約解除までにインフラの整備等をしないと収益契約地と見込めないと考える。

40点以下

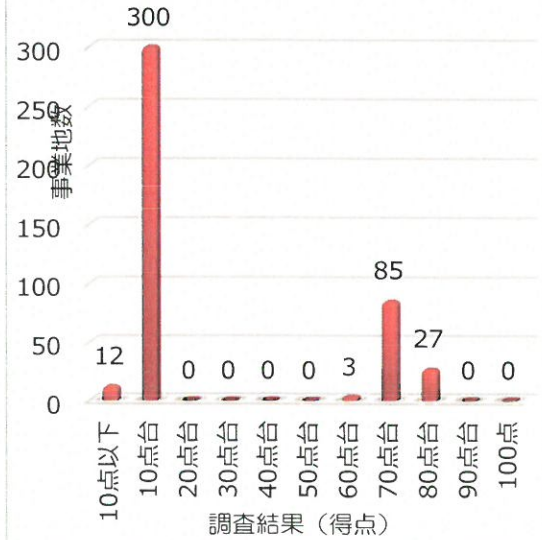
既に広葉樹が混交するなどして人工林として成立していない。既設路網が契約地への接続もないため事業計画が困難。非採算林としての検討を優先すべきと思われる契約地と考える。

特性別の評価結果

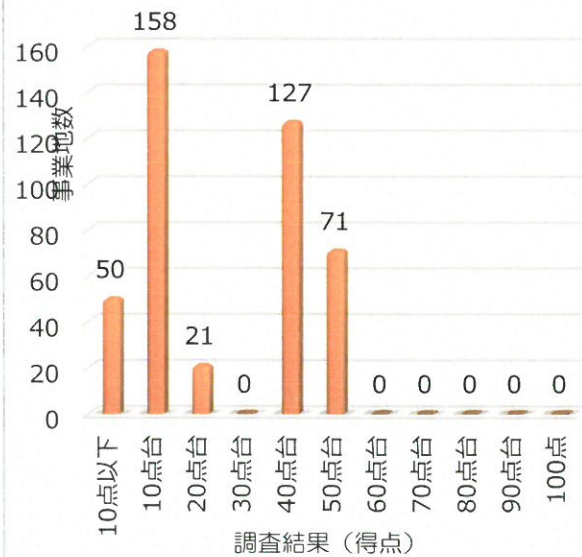
調査結果別の事業地数の状況
(資源特性)



調査結果別の事業地数の状況
(インフラ特性)



調査結果別の事業地数の状況
(立地特性)



七宗町行分収造林の現況に関する調査及び評価結果を踏まえ、七宗町森林・林業ビジョン検討委員会として提言致します。

今後の「町行分収造林」の取り扱いについては、将来にわたる災害発生の防止に重点を置いた公益的機能の発揮、森林所有者様のご希望の実現他関係諸法令等総合的に検討するための組織を設立するなどして、更に議論を重ねていくべきである。

第8章 森林・林業ビジョンの検証作業

この森林・林業ビジョンの運用にかかる一連の作業を検証するため下記のとおりに整理します。

国の指導により未整備森林の解消の為、意向調査に速やかに取組む必要があります。

しかし、七宗町には 155 の林班があり、今回の試行作業などから鑑みても、順調に推移するとしても、年間平均で 10～15 林班、全体としておおよそ 10 年～15 年の期間を要すると考えます。

この期間は、林野庁が意向調査を全区域で実施する期間の目安とも一致をします。

ただし、林班毎に筆数、所有者数及び相続等条件が異なっており困難な作業が予想されます。

またその期間中には、施策の実行による見直しはもとより、法制度等の変更も予想され、予定どおりに事業が進捗しない事は、容易に想定できます。

よって、毎年の作業進捗の確認や反省を行い、さらに 5 年毎にビジョンの見直しを図る時期を併せて設ける事とします。

年度	森林・林業ビジョン	
令和 3 年度	第 1 期 運用開始	1 年目
4 年度		2 年目
5 年度		3 年目
6 年度		4 年目
7 年度	改訂版検討	5 年目
8 年度	第 2 期 運用開始	1 年目
9 年度		2 年目
10 年度		3 年目
11 年度		4 年目
12 年度	改訂版検討	5 年目
13 年度	第 3 期 運用開始	1 年目
14 年度		2 年目
15 年度		3 年目
16 年度		4 年目
17 年度	森林・林業ビジョン改定	5 年目

【最後に・・・】



七宗町では、明るい未来を目指して小さな取組を始めています。

「定住自立圏事業」を活用して「三年晩茶」を本町の新たな特産品とし商品化を目指しています。

これは、里山の再生と茶畑の可能性を信じて「耕作放棄地（茶園）」の解消し新たな就業形態にする活動です。

令和３年度から本格的に事業を展開します。



三年晩茶



でか金

町内の有志により組織された「でか金倶楽部」では、九州に次ぐ新たな産地の形成を目指して、「ジャンボ獅子頭」と言われる品種である金魚に「でか金」と命名し会員により繁殖や飼育を試みつつ、地道なPR活動を続けられています。

現在では、町内の枠を越えて広く認識され、店舗や個人の愛好家による繁殖や飼育も増え、「おいでよふる里まつり」などのイベントなどにおいて品評会も開催されています。



追洞地区内 里山再生事業

クラウドファンディング制度による「ふるさと納税」を活用し「里山再生事業」にも取り組み、人と野山に生きる生き物との共存共栄が出来る環境作りを目指しています。



令和2年度「緑の募金事業」を活用して「木のおもちゃ」を購入して幼少より木になじむ「木育」にチャレンジします。

木のおもちゃ

これらは、七宗町の森林が健全に育む事により成り立つと考えています。

健全な森林がやがて大きな「^{すいげんりん}水源林」となり健やかな大気や良質で安全な水を生成する事により私たちの生活に潤いを授与される事になり、豊かな循環を形成することを期待しています。



今回の検討（検証）により森林が抱える負となる面（問題）を明らかになりました。

また、森林の有する二酸化炭素吸収、洪水緩和、水資源貯留、水質浄化、生物多様性保全（うち鳥獣保護）などに代表される「公益的機能（多面的機能）」は、金額換算に例えられることもあります。

しかし、貴重な森林は、お金には代えられない貴重で大切な財産だと再認識も出来ました。

委員各位のご尽力により纏められた「七宗町森林・林業ビジョン」が七宗町の森林が持つ公益的機能の維持と発展や今後の森林の未来を明るく希望の持てる糧になることを望みます。

